

## 2021 年度第 3 回 豊岡市国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 2022 年 2 月 16 日（水）午後 1 時 27 分 開会 午後 2 時 40 分 閉会

2 場 所 豊岡市役所本庁舎 7 階 第 3 委員会室

3 出席者 委員 12 名、事務局 8 名

### 4 議 事

#### 【報告事項】

- (1) 2021 年度豊岡市国民健康保険事業の状況
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関連した制度について
- (3) 2022 年度豊岡市国民健康保険税の賦課（課税）限度額の見直し及び子どもに係る均等割の軽減措置の導入について

#### 【協議事項】

2022 年度豊岡市国民健康保険事業計画（案）について

## 会議録（要点記録）

1 開 会	
2 辞令交付	
3 あいさつ	
4 会長及び会長代理の選出	
5 諮問	
6 議事録署名人の指名	
7 議事【報告事項】	
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>報告事項「(1)2021年度豊岡市国民健康保険事業の状況」、から「(3)2022年度豊岡市国民健康保険税の賦課（課税）限度額の見直し及び子どもに係る均等割の軽減措置の導入について」まで事務局の報告を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(1)2021年度豊岡市国民健康保険事業の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者数等の状況～保健事業の実施状況</li> <li>・特定健康診査・特定保健指導事業</li> <li>・国民健康保険税収納状況</li> <li>・財政状況</li> </ul> <p>(2)新型コロナウイルス感染症に関連した制度について</p> <p>(3)2022年度豊岡市国民健康保険税の賦課（課税）限度額の見直し及び子どもに係る均等割の軽減措置の導入について</p>
議長	事務局の説明は終わりました。これまでの説明に対して、ご意見、ご質問等があればご発言ください。
委員	新型コロナウイルス感染症に関連した制度のうち、傷病手当金についてなんですが、2020年度申請・決定件数1件、金額46,200円とありますが、給与に関してのことになるのでしょうか。
事務局	これにつきましては、まず国保に加入されている被雇用者ということが前提になります。自営の方で収入が減少したようなケースは対象になりません。被雇用者の方がコロナを発症されて働けなくなった間に、雇用主から支払われるべきであった給与の3分の2が支給される制度です。
委員	なんとなく分かりましたが、コロナで仕事を休まれた期間、例えば、自宅療養している期間が10日間であった場合、それに対する給与の3分の2といったイメージでよいのでしょうか。
事務局	休まれた期間が有給であった場合は対象とはなりません、給与が支払われなかった場合は対象となります。ただし3日間の待機期間があります。
委員	なぜ、3日間は対象とならないのでしょうか。
事務局	社会保険における傷病手当金についても同様に、3日間の待機期間があります。これと同様の取扱いとなっています。
議長	他の委員の皆様、質問はございませんか。よろしいでしょうか。

<b>7 議事【協議事項】</b>	
議長	<p>それでは続いて協議事項に入ります。</p> <p>協議事項「2022 年度豊岡市国民健康保険事業計画（案）について」事務局の説明を求めます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>2022 年度豊岡市国民健康保険事業計画(案)</p>
議長	事務局の説明は終わりました。この事業計画案について、ご質問があればご発言ください。
委員	《発言なし》
議長	それでは、「2022 年度豊岡市国民健康保険事業計画（案）」についてご異議はございませんか。
委員	《「異議なし」の声》
議長	<p>異議がないようですので、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>それでは、本日の協議はここまでとさせていただきます。</p> <p>諮問にかかる答申の最終とりまとめは、5 月下旬に開催予定の 2022 年度第 2 回の運営協議会で行いますが、次回 4 月に開催予定の 2022 年度第 1 回運営協議会で十分にご審議いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
<b>8 その他</b>	
議長	<p>それでは、次第の 8 「その他」に移ります。</p> <p>せっかくの機会でございます。委員の皆様から何かございませんか。</p>
委員	《発言なし》
議長	それでは事務局からお願いします。
事務局	事務局からです。皆様にご承諾いただきたい案件がございます。委員の任期の件です。委員の皆様はそれぞれ団体から選任いただいて委員に就任いただいておりますが、その任期が今年の 5 月 17 日までとなっております。被保険者の方の所得を把握して、税率を試算して答申をまとめるまでのスケジュールを考えますと、その間の 4 月に選出母体の役員改選等で委員を交代される方がおられるかもしれません。協議の継続性の観点から答申が終わるまでは引き続き委員としてお願いをしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
議長	選出母体の役員の交代がありましても、5 月中旬頃の答申まで委員を務めていただきたいという事務局からの要望でしたが、そのようにお願いすることでよろしいでしょうか。
委員	《了解する旨の発言あり》
議長	<p>異議がないようですので、そのように進めてください。委員の皆様にはご無理を申し上げますがよろしくお願いいたします。</p> <p>引き続き、事務局から何かありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>運営協議会の今後の日程についてご連絡させていただきます。</p> <p>答申には、本日ご協議いただいたことを踏まえて、2022 年度に適用する国</p>

	<p>民健康保険税の税率等を盛り込んでいただくこととなっております。</p> <p>そのためには、2021 年度繰越金及び被保険者の所得把握が必要となります。</p> <p>また、医療費実績も 4 月中旬以降でないと確定できませんので、次回の運営協議会、2022 年度第 1 回運営協議会になりますが、4 月 27 日（水）午後 1 時 30 分から開催いたしたいと考えております。</p> <p>内容は、繰越金の結果に伴う基金の取扱い等について意見をいただき、国保税の賦課総額と一人当たり・世帯当たりの賦課額の見込みをご協議いただくこととしております。</p> <p>会場につきましては、この場所、本庁舎 7 階第 3 委員会室を予定しておりますが、また改めてご案内をさせていただきます。</p> <p>また、5 月中旬に予定しております 2022 年度第 2 回の運営協議会で、税率についてご確認いただき、答申をまとめていただきたいと思いますと考えております。こちらも改めてご案内をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p>
<b>9 閉 会</b>	
議長	<p>ではこれですべての協議事項は終了いたしました。長時間にわたり慎重にご審議ありがとうございました。</p> <p>これを持ちまして、本日の運営協議会を閉会いたします。</p>